令和８年（フ）第７９９号
仙台市泉区八乙女中央５丁目21番11号　ダイアパレスステーションプラザ八乙女102
破産者　高橋　福光
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

免責審尋期日

令和７年（フ）第８４２６号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町５３３番地　グリーンヒル鴨志田東団地８棟２０２号
破産者　中澤　正和
審尋期日　令和９年３月２日午後2時30分
令和８年10月１日
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２０１１号
東京都目黒区八雲３丁目２３番２０号
清算株式会社　世田谷商事株式会社
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号
鳥取県米子市皆生温泉四丁目１８番４５号
清算株式会社　株式会社ＫＧＨ整理会社
代表清算人　伊坂　明
１　決定年月日　令和８年８月３１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権者一覧表の「協定債権者」欄記載の各協定債権者に対し、保有する現金預金の合計額から、租税債権及び清算手続を遂行するために必要な経費・費用の額を控除した後の残額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者が指定する銀行口座に振り込み送金する方法（送金手数料は清算株式会社の負担）により、各協定債権額に応じて按分された同別紙の「弁済額」欄記載の金員を弁済する。
２　前項の各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な経費・費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
鳥取地方裁判所米子支部
令和８年（ヒ）第２０１９号
東京都中央区日本橋本町３丁目３番６号
清算株式会社　株式会社マリンナノファイバー
代表清算人　酒向伸幸
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１通則
（１）債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。ただし、ＣＨＥＭＩＰＡＺ株式会社（以下「ＣＨＥＭＩＰＡＺ」という。）の有する協定債権については、①金銭消費貸借契約に基づく貸付債権１億３５００万円並びにこれに対する利息債権及び遅延損害金債権（これらの債権を以下「劣後化対象債権」という。）のみを合算して１つの債権とし（合算された後においては、劣後化対象債権を合算して１つの債権とした当該債権を以下「合算後劣後化対象債権」という。）、②劣後化対象債権以外の債権（以下「通常債権」という。）を別途合算して１つの債権とし（合算された後においては、通常債権を合算して１つの債権とした当該債権を以下「合算後通常債権」という。）、これらの合算後において、合算後劣後化対象債権と合算後通常債権の２つの債権として扱う。
（２）弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
（３）弁済における端数の切り捨て
弁済金の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
（４）源泉徴収税額の控除
弁済金の支払にあたって源泉徴収が必要となる場合、清算株式会社は、後記２に基づき算出された弁済金額から、法令に基づく源泉徴収を行った後の残額を協定債権者に支払うものとし、源泉徴収した税額については法令に従って納付を行うものとする。
２協定債権の取扱い
（１）株式会社日本政策金融公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺ以外が有する協定債権の弁済
株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及びＣＨＥＭＩＰＡＺ以外の協定債権者の有する協定債権については、協定認可決定の確定後１か月以内に、その全額を支払う。
（２）ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権の弁済
ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権については、前記（１）の弁済後（前記（１）の弁済を行った同日中における後の時間を含む。）、かつ協定認可決定の確定後１か月以内に、その全額を支払う。ただし、前記（１）の弁済後に残る弁済可能資金が、ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権の全額を弁済するのに不足する場合には、弁済可能資金の全額を弁済する。
本（２）における「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、以下の①及び②を控除した後の残額をいうものとする。
①弁済時において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額
②前記（１）に基づく弁済額
（３）公庫の有する協定債権及びＣＨＥＭＩＰＡＺの有する合算後劣後化対象債権の弁済
公庫の有する協定債権の元本及びＣＨＥＭＩＰＡＺの有する合算後劣後化対象債権の元本については、前記（２）の弁済後（前記（２）の弁済を行った同日中における後の時間を含む。）、かつ協定認可決定の確定後１か月以内に、弁済可能資金を弁済原資として、公庫の協定債権及びＣＨＥＭＩＰＡＺの合算後劣後化対象債権の各元本額で按分して支払う。ただし、弁済可能資金が０円の場合は、本（３）に基づく弁済は行わないものとし、清算株式会社は、公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺに対し、本（３）に基づく弁済を行わない旨を通知するものとする。
本（３）における「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、以下の①及び②を控除した後の残額をいうものとする。
①弁済時において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額
②前記（１）及び（２）に基づく弁済額
（４）協定債権の免除
公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺの有する協定債権のうち、前記（３）の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額（前記（３）における弁済可能資金が０円となり、前記（３）に基づく弁済を行わない場合は、前記（２）の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額とする。）について、前記（３）の弁済日（前記（３）における弁済可能資金が０円となり、前記（３）に基づく弁済を行わない場合は、前記（３）に基づく弁済を行わない旨を通知した日とする。）において、その免除を受ける。
（５）新たな財産が発見された場合の取扱い
協定債権の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺと協議の上、当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺに対して、各協定債権の元本額（前記（４）に基づく免除の直前の金額をいう。）の割合に応じて按分して弁済する（ただし、ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権が前記（４）に基づく免除の対象となっていた場合には、まず、ＣＨＥＭＩＰＡＺが有していた合算後通常債権の弁済を行い、合算後通常債権の免除額に充つるまで弁済した後に、なお残額があれば、公庫及びＣＨＥＭ